令和７年１月

御担当者　様

法務省民事局民事第二課

「相続登記の義務化」に関する広報用フライヤーの送付について

平素より民事法務行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

所有者が不明な土地等の発生を予防するため、昨年４月から不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されました。

相続登記の義務化は、幅広い国民に大きな影響を及ぼすものであることから、今般、フライヤーを新たに作成しました。

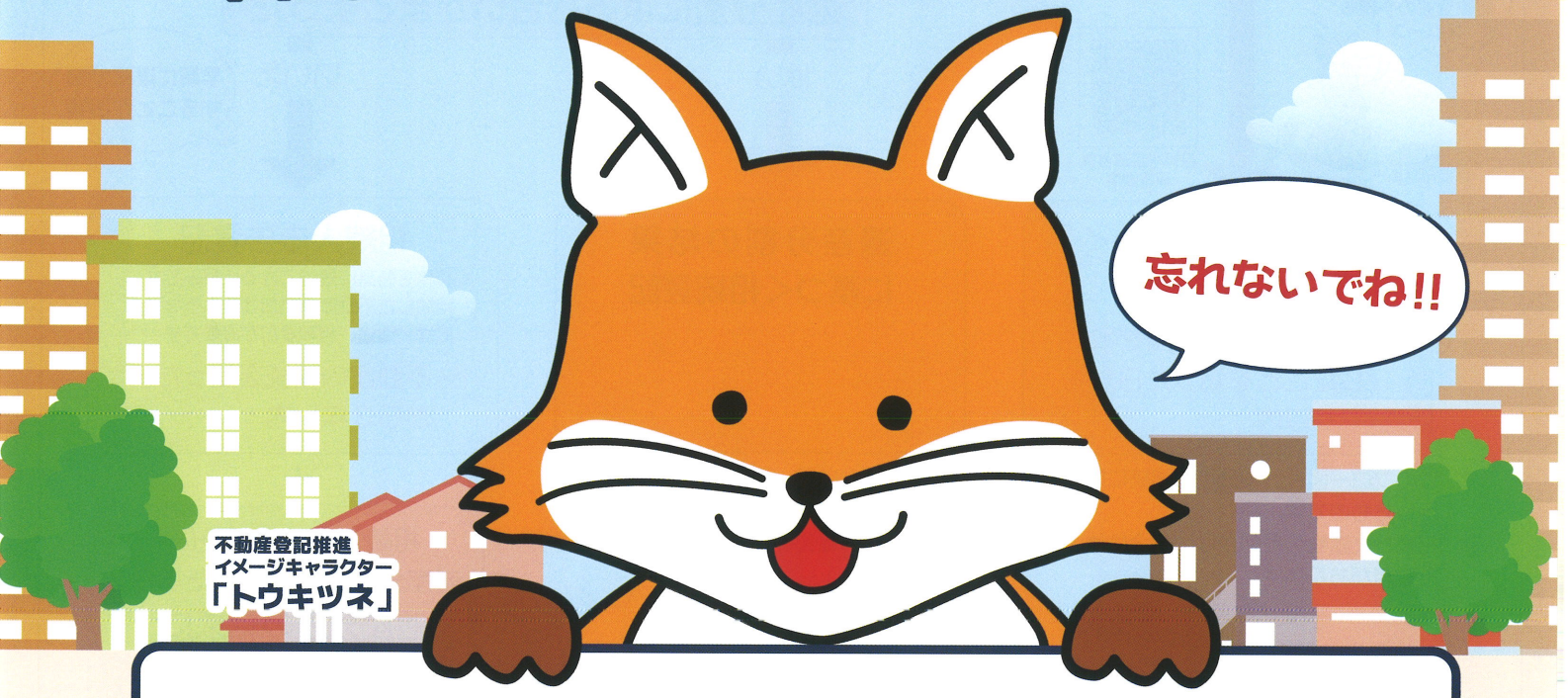
つきましては、新たなフライヤーを送付しますので、多くの方に御覧いただける、待合室や広報スペースに備え付けていただくなど、周知広報活動に御協力をお願いいたします。

このほか、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00600.html）では、制度についてより詳しく紹介した広報資料等を掲載していますので、併せて御活用いただけますと幸いです。

連絡先
法務省民事局民事第二課（担当：佐野・大山）
〒100-8977　東京都千代田区霞が関 1-1-1
℡ 03-3580-4111（代表）

不動産を相続したら
かならず相続登記!

令和6年4月1日から義務化されました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

Point 1

相続したことを知った日から
3年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、
10万円以下の過料が科される可能性があります。

Point 2

義務化前の相続も対象!

※義務化前に相続したことを知った不動産は、
令和9年3月末までに登記する必要があります。



「シラナカッタヌキ」

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務省ホームページへ
法務省　相続登記　検索

不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

法務局に保管した遺言書があれば相続登記の手続もスムーズ！



自筆証書遺言書保管制度

遺言の内容に基づく所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から３年以内

いいえ

遺産分割による話合いがまとまった

はい

遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から３年以内

いいえ

早期に遺産分割することが困難

相続人申告登記

- 義務を簡易に履行できる仕組みです
- 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から３年以内

＋

（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）

遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 遺産分割の日から３年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について**登録免許税が免除**される場合があります
（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）



相続登記について知りたいときは



- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」（登記手続ハンドブック）を提供しています

- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内についてはこちらから）

（ウェブ登記手続案内についてはこちらから）

- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

日本司法書士会連合会のホームページ（登記手続のご案内）

日本土地家屋調査士会連合会のホームページ（表示に関する登記のご案内）